

職業安定分科会（第 224 回）	参考資料 1
令和 8 年 5 月 15 日	

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」の一部改正案新旧対照表

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」の一部改正案新旧対照表

※ 下線部が改正箇所。

改正後（令和九年四月一日施行）	改正後（令和八年六月十四日施行）	現行
<p>(外国人雇用状況の届出事項等)</p> <p>第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては第一号から<u>第六号</u>まで、<u>第八号</u>及び<u>第九号</u>に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで及び第五号から<u>第八号</u>までに掲げる事項とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(外国人雇用状況の届出事項等)</p> <p>第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては第一号から<u>第八号</u>まで、<u>第十号</u>及び<u>第十一号</u>に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで及び第五号から<u>第十号</u>までに掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可（次条第二項において「<u>資格外活動の許可</u>」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者（次条において「<u>中長期在留者</u>」という。）にあつては、同法<u>第十九条</u>の四第一項第四号の在留カードの番号</p> <p>六 (略)</p>	<p>(外国人雇用状況の届出事項等)</p> <p>第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては第一号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで及び第五号から第十号までに掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可（以下「<u>資格外活動の許可</u>」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者（次条において「<u>中長期在留者</u>」という。）にあつては、同法<u>第十九条</u>の四第一項第五号の在留カードの番号</p> <p>六 <u>出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能</u>（次条第三項において「<u>特定技能</u>」という。）の在留資格をもつて在留する者にあつては、法務大臣が当該外国人について指定する特定産業分野</p>

<p>(削る)</p> <p><u>六～九</u> (略)</p> <p>2 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）であり、当該外国人が報酬活動許可者でない場合にあつては、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項前段に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号から<u>第五号</u>までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間並びに前項第三号及び<u>第五号</u>に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。</p> <p>3 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者であり、当該外国人が報酬活動許可者である場合にあつては、外国人雇用状況届出は、雇入れに係るものにあつて</p>	<p>七 (略)</p> <p><u>八～十一</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>(同表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。)</u></p> <p><u>七 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の特定活動（次条第四項において「特定活動」という。）の在留資格をもつて在留する者にあつては、法務大臣が当該外国人について特に指定する活動</u></p> <p>八～十一 (略)</p> <p>2 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）であり、当該外国人が報酬活動許可者でない場合にあつては、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項前段に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号から<u>第七号</u>までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間並びに前項第三号及び<u>第五号から第七号</u>までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。</p> <p>3 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者であり、当該外国人が報酬活動許可者である場合にあつては、外国人雇用状況届出は、雇入れに係るものにあつて</p>
--	--	---

<p>は雇用保険法施行規則第六条第一項の届出と併せて、第一項第三号及び<u>第六号</u>に掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては<u>同令</u>第七条第一項の届出と併せて、第一項第三号及び<u>第六号</u>に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。</p> <p>4 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から<u>第六号</u>まで及び<u>第八号</u>に掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号まで、第五号から<u>第六号</u>まで及び<u>第八号</u>に掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況届出書（様式第三号）により行うものとする。</p> <p>（外国人雇用状況の届出事項の確認）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（外国人雇用状況の届出事項の確認）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>は雇用保険法施行規則第六条第一項の届出と併せて、第一項第三号及び<u>第八号</u>に掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては<u>同規則</u>第七条第一項の届出と併せて、第一項第三号及び<u>第八号</u>に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。</p> <p>4 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から<u>第八号</u>まで及び<u>第十号</u>に掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号まで、第五号から<u>第八号</u>まで及び<u>第十号</u>に掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況届出書（様式第三号）により行うものとする。</p> <p>（外国人雇用状況の届出事項の確認）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3</u> 外国人雇用状況届出に係る外国人が特定技能の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、事業主は、前条第一項第五号に掲げる事項を、出入国管理及び難民認定法施行規則別記第三十一号の四様式による指定書により、確認しなければならない。</p> <p><u>4</u> 外国人雇用状況届出に係る外国人が特定</p>
--	---	--

<p>3 外国人雇用状況届出に係る外国人が報酬活動許可者である場合にあつては、事業主は、<u>前条第一項第六号</u>に掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p><u>活動の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、事業主は、前条第一項第六号に掲げる事項を、出入国管理及び難民認定法施行規則別記第七号の四様式による指定書により、確認しなければならない。</u></p> <p>5 外国人雇用状況届出に係る外国人が報酬活動許可者である場合にあつては、事業主は、<u>前条第一項第八号</u>に掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
--	-----------------------------	--

雇 入 れ
に 係 る 外 国 人 雇 用 状 況 届 出 書
離 職

フリガナ(カタカナ)													
①外国人の氏名 (ローマ字)													
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)				年 月 日 まで							
④①の者の生年月日 (西暦)		年 月 日				⑤①の者の性別				1 男 ・ 2 女			
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無				1 有 ・ 2 無							
⑧①の者の 在留カードの番号 (在留カードの右側に記載され ている12桁の英数字)						令和八年六月十四日施行							
雇入れ年月日 (西暦)		年 月 日				離職年月日 (西暦)				年 月 日			
		年 月 日								年 月 日			

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第4項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

事業主	事業所の名称、 所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) TEL	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□□□-□ ①の者が主として左記以外 の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
		主たる事務所 (名称) (所在地) TEL	
	氏名		

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名

公共職業安定所長 殿

様式第3号(裏面)

注意

1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「離職」の文字を抹消すること。
- (2) ①欄には、外国人の氏名をローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。
- (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。その際、②欄には、~~①の者が特定技能の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について指定する特定産業分野を、①の者が特定活動の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について特に指定する活動を、該当事項に加えて括弧書で記載すること(「特定技能1号(介護)」、「特定活動(ワーキングホリデー)」等)。~~なお、①の者が「監理措置の決定」(出入国管理及び難民認定法第44条の2第1項の決定)を受けた者である場合には「被監理者」と、①の者が「仮滞在許可」(同法第61条の2の4第1項の許可)を受けた者である場合には「仮滞在許可者」と記載すること。この場合、③欄及び⑧欄は記載不要であること。
- (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可(出入国管理及び難認定法同法第19条第2項の許可)を受けべき者(「留学」の在留資格の者等)である場合又は報酬を受ける活動の許可(同法第44条の5第1項又は同法第61条の2の7第2項の許可)を受けべき者である場合に、これらの許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- (6) ⑧欄には、①の者が在留カードを所持する者である場合に、①の者の在留カードの番号(※)を記載すること。

※在留カードの右上に記載されている英字2桁+数字8桁+英字2桁。

- (7) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。

令和八年六月十四日施行

2 離職に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「雇入れ」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑥、⑧欄について、1と同様とすること。
- (3) ⑦欄は記載不要であること。
- (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。

3 雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) ①～⑧欄について、1と同様とすること。
- (2) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
- (3) その他1及び2に従うこと。

4 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。

5 この様式は、届出の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。

6 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑧欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書、監理措置決定通知書又は仮滞在許可書により確認し、記載すること。~~なお、特定技能の在留資格をもって在留する者については法務大臣が指定する特定産業分野を、特定活動の在留資格をもって在留する者については法務大臣が特に指定する活動を、指定書により確認し、記載すること。~~

7 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号並びに事業主が法人の場合は、法人の名称、その主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。また、①の者が派遣労働者又は請負労働者として主として他の事業所で就労する場合は□にチェックすること。

8 氏名欄には、事業主の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を記載すること。

9 雇入れに係る届出にあっては、雇い入れた日の翌月の末日までに、離職に係る届出にあっては、離職した日の翌月の末日までに届け出ること。なお、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合の届出期限と異なるので注意すること。

10 外国人雇用状況の届出については、電子届出による手続も可能であること。